

飲食店等における「ワクチン・検査パッケージ」制度の 適用店舗の登録について

現在、飲食店等の利用においては人数制限がありませんが、今後、緊急事態措置区域やまん延防止等重点措置区域に指定された場合、また、感染拡大の傾向がみられる場合には、再び人数制限等の行動制限が課されることとなります。その場合、第三者認証を取得した飲食店（認証店及び確認店）においては、「ワクチン・検査パッケージ」制度を適用することにより、5人以上での会食やカラオケ設備の提供が可能となります。

この「ワクチン・検査パッケージ」制度の適用にあたっては、事前に千葉県への登録が必要となりますので、登録方法等について、お知らせします。

1 「ワクチン・検査パッケージ」制度について

(1) 制度の概要

飲食店等の事業者が、利用者のワクチン接種歴又はPCR等検査の検査結果の陰性のいずれかを確認することにより、感染リスクを低減させ、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置等において課される行動制限を緩和する制度です。

「ワクチン・検査パッケージ」の実施により行動制限の緩和の適用を受けようとする事業者は、事前に千葉県に登録する必要があります。

(2) 飲食店等における「ワクチン・検査パッケージ」制度の適用による行動制限の緩和の内容

- ・緊急事態宣言やまん延防止重点措置のほか感染拡大の傾向が見られる場合において課される人数制限（同一グループ・同一テーブルでの5人以上の会食を避けること）が緩和され、同一グループ・同一テーブル5人以上の会食が可能となります。

※同一グループ・同一テーブル4人以内での会食の場合は、ワクチン接種歴等の確認は不要です。

- ・緊急事態宣言時において課されるカラオケ設備の提供禁止が緩和され、収容率の上限を50%としつつ、カラオケ設備の提供が可能となります。

※上記の適用を受ける場合は、入店者全員の接種歴等の確認が必要です。

2 登録の対象となる店舗

以下のいずれかに該当する店舗

- ・千葉県飲食店感染防止対策認証事業認証店（認証店）
- ・千葉県飲食店感染防止基本対策確認店（確認店）
- ・食品衛生法に基づく飲食店等営業許可を受けていないカラオケ店

3 登録申請方法

- ・原則、電子申請により受付します。（郵送申請も可）

【電子申請フォーム】 <https://www.chiba-inshoku-ninsho.jp/vaccination>

【郵送先】 〒260-0028

千葉県千葉市中央区新町18-10 千葉第一生命ビル3階

※申請書様式は千葉県HPに掲載。

- ・登録後、登録が完了した旨の通知及びステッカーをダウンロードするリンクをメールで送付します。
- ・ステッカーについては、ダウンロードの上、店舗の外から見える位置に掲示してください。
※行動制限がかかっている場合のみ、掲示してください。
- ・また、千葉県HPに「ワクチン・検査パッケージ」制度登録店として掲載します。



4 受付開始日時

12月13日（月）9：00から

5 お問い合わせ先

千葉県ワクチン・検査パッケージ飲食店登録事務局

- ・受付時間 12月13日（月）から12月28日（火）までは、
9：00～18：00（土日祝日除く）
1月4日（火）からは、10：00～18：00（土日祝日除く）
※12月29日（水）から1月3日（月）までは、休業
- ・電話番号 050-3358-6537

（参考1）「ワクチン・検査パッケージ」におけるワクチン接種歴・検査結果の確認内容

（1）ワクチン接種歴

予防接種済証等により、利用者が2回接種を完了していること、2回目接種日から14日以上経過していることを確認する（予防接種済証等を撮影した画像や写し等の確認でも可）。別途、身分証明書等により本人確認も行う。

（2）PCR検査等・抗原定性検査の検査結果

県に登録した薬局、検査機関、医療機関等が発行した結果通知書等により、利用者の検査結果が陰性であることを確認する。別途、身分証明書等により本人確認も行う。

※検査結果の有効期限

- ・PCR検査等の場合：検体採取日より3日以内
- ・抗原定性検査の場合：検査日より1日以内

（参考2）登録申請時点で認証店又は確認店になっていない場合

「ワクチン・検査パッケージ」制度の適用を希望するものの、認証店又は確認店になっていない飲食店等については、以下の事務局までお問合せください。

・認証店

千葉県飲食店認証事務局：043-307-9003

[受付時間] 10：00～18：00（土日祝日除く）

※12月29日（水）から1月3日（月）までは、休業

・確認店

千葉県飲食店調査事務局

[受付時間] 11：00～20：00（土日祝日含む）

※12月29日（水）から1月4日（火）までは、休業

①047-703-7127

(市川市、船橋市、松戸市、野田市、柏市、成田市、習志野市、流山市、
八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市、浦安市、印西市、白井市)

②043-239-6236 (上記以外の市町村)